

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月20日
【会社名】	セーレン株式会社
【英訳名】	SEIREN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 川 田 達 男
【本店の所在の場所】	福井市毛矢一丁目10番1号
【電話番号】	(0776) - 35 - 2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 管理本部長 勝 木 知 文
【最寄りの連絡場所】	福井市毛矢一丁目10番1号
【電話番号】	(0776) - 35 - 2111 (代表)
【事務連絡者氏名】	本社総務部長 吉 田 乃 美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 174,835,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	73,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度としての現行の株式報酬型ストック・オプションを廃止し、株式報酬型ストック・オプションに代えて、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年6月21日開催の第150期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額150百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年170,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、2023年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の取締役5名に付与される当社に対する金銭報酬債権、並びに当社の執行役員8名及び当社子会社の取締役1名並びに執行役員4名（以下「付与対象者」と総称します。）に付与される当社に対する金銭債権の合計174,835,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭（報酬）債権の額は金2,395円）、自己株式処分として当社の普通株式合計73,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議（以下「本決議」といいます。）いたしました。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2023年7月20日（払込期日）から当社の取締役その他本割当契約で定める地位をいずれも喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が、2023年7月20日（払込期日）から翌年の定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他本割当契約で定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他本割当契約で定める地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2023年7月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、2023年7月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	73,000株	174,835,000	
一般募集			
計(総発行株式)	73,000株	174,835,000	

- (注) 1. 本制度に基づき、割当対象者に割当てる方法によります。
2. 自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。
3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社による割当対象者に対する金銭報酬債権又は金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役：5名	44,000株	105,380,000	当社による金銭報酬債権
当社の執行役員：8名	17,000株	40,715,000	当社による金銭債権
当社子会社の取締役：1名	4,000株	9,580,000	当社による金銭債権
当社子会社の執行役員：4名	8,000株	19,160,000	当社による金銭債権

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,395		1株	2023年7月7日 ～7月19日		2023年7月20日

- (注) 1. 本制度に基づき、割当対象者に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社による割当対象者に対する金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
4. 割当対象者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
セーレン株式会社	福井県福井市毛矢一丁目10番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 本決議に基づき支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第150期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第151期 第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

2022年8月9日関東財務局長に提出

事業年度 第151期 第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

2022年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第151期 第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

2023年2月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2023年6月20日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2022年6月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書 2023年5月15日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の2022年6月22日提出の有価証券報告書の訂正報告書)

2022年6月28日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年6月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年6月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

セーレン株式会社本社
(福井県福井市毛矢一丁目10番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。